

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 31 号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和 55 年岩手県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(調整基本額表) 第 2 条 一般職職員給料の調整額条例第 2 条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は別表第 1 に掲げる調整基本額とし、市町村立学校職員給料の調整額条例第 2 条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は別表第 2 に掲げる調整基本額とする。	(調整基本額表) 第 2 条 一般職職員給料の調整額条例第 2 条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は別表第 1 に掲げる調整基本額（その額が給料月額 の 100分の4.5を超えるときは、給料月額 の 100分の4.5に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、市町村立学校職員給料の調整額条例第 2 条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は別表第 2 に掲げる調整基本額（その額が給料月額 の 100分の4.5を超えるときは、給料月額 の 100分の4.5に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 調整基本額表（第 2 条関係）

1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,400 円
10 級	16,000 円

2 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900 円
2 級	8,700 円
3 級	9,400 円
4 級	10,600 円

5 級	11,200 円
6 級	11,600 円
7 級	12,000 円
8 級	12,500 円
9 級	13,100 円

3 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円
2 級	11,100 円
3 級	12,000 円 (一般職の職員の給与に関する条例(昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。)別表第 3 アの備考 2 に定める職員にあっては、12,200 円)
4 級	13,200 円

4 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400 円
2 級	10,900 円
3 級	11,600 円 (給与条例別表第 3 イの備考 2 に定める職員にあっては、11,800 円)
4 級	12,800 円

5 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800 円
2 級	13,100 円
3 級	14,500 円
4 級	15,500 円

6 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,100 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円

7 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000 円
2 級	9,400 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円

6 級	11,600 円
-----	----------

別表第 2 調整基本額表（第 2 条関係）

教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,400 円
2 級	10,900 円
3 級	11,600 円（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）別表第 2 の備考 2 に定める職員にあっては、11,800 円）
4 級	12,800 円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）第 24 条又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号。以下「給与等条例」という。）第 21 条の 3 の規定により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員の一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和 32 年岩手県条例第 39 号。次項において「一般職の職員給料の調整額条例」という。）第 2 条第 2 項又は市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和 33 年岩手県条例第 41 号。次項において「市町村立学校職員給料の調整額条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則第 2 条の規定にかかわらず、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額をその者に係る調整基本額に加えた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- （1）平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- （2）平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- （3）平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- （4）平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- （1）この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第 3 号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- （2）施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号。次号において「改正給与条例」という。）の規定による改正前の給与条例及び一般職の職員給料の調整額条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号。次号において「改正給与等条例」という。）の規定による改正前の給与等条例及び市町村立学校職員給料の調整額条例並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第 2 条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- （3）施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあっては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正

前の規則第2条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年岩手県人事委員会規則第42号。以下「給料の経過措置規則」という。)第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 給料の経過措置規則第4条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

(4) 施行日以後に、給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。